

# 大阪市生野区における福祉ネットワークの形成 ——在日コリアン高齢者の社会保障と生活支援——

魁生 由美子\*

本論は、在日コリアン高齢者の生活問題の制度的背景と問題の現状を明らかにし、地域と民族性を基盤として活動を展開し始めた福祉ネットワークを概観する。在日コリアンは戦前戦後をとおして、日本経済の土台づくりに大きな役割を果たしてきたが、一方で社会保障、とりわけ年金保険の分野において取り残されてきた。はじめに、社会保障の不備がとりわけ深刻な在日コリアン高齢者の無年金問題にかかわる制度的背景を整理し、問題の所在を明らかにする。次に、生活基盤としての地域に着目し、社会参加者としての在日コリアンが、行政および地域における人々とのような関係を築き上げてきたのかを考察したい。第二に、介護スタッフや介護経験のある当事者の経験談をとおして、在日コリアンの高齢者に固有の生活習慣ないし生活問題について明らかにする。さらに、在日コリアン高齢者の生活支援を適切に行うにあたっての留意点を指摘したい。これらを踏まえて、従来の医療、福祉分野における在日コリアンに対する理解と対応について問題点を指摘する。1990年代以降、在日コリアン二世、三世を中心に、在日コリアン高齢者を対象とした福祉実践が活発に展開されてきたが、そのような自主的な活動が始められねばならなかった背景を明らかにするとともに、在日コリアン高齢者の生き生きとした生活のために必要な社会的整備について考察する。本論では、在日コリアンの生活問題を凝縮した地域として大阪市生野区に焦点を当てて論考を進める。

キーワード：在日コリアン高齢者、無年金問題、福祉ネットワーク、在日コミュニティ

## 目次

はじめに——問題の所在——

### I. 在日コリアン高齢者の社会保障

1. 国民皆年金
2. 在日外国人と年金保険  
——国籍条項撤廃以前——
3. 在日外国人と年金保険  
——国籍条項撤廃以降——
4. 外国人無年金者福祉給付金

### II. 在日コミュニティの内と外

1. 行政から疎外される在日コリアン
2. 地域から疎外される在日コリアン

### 3. 在日コミュニティの内側

### III. 大阪市生野区における新しい福祉ネットワーク

1. NPO等の取り組み
2. ハルモニたちは踊る  
——ある日の「生野サンボラム」——
3. 今後の課題  
——『点』の活動を『線』から『面』へ——

はじめに——問題の所在——

大阪市生野区は、大阪市の東南部に位置する人口141,295人（平成13年10月1日現在）の行政区である。「戦前の長屋造りの住宅が多く残っ

\* 瀬戸内短期大学専任講師

ており、『路地裏』と呼ばれる車が通れない狭い通り」も多く、関西の下町風情を色濃く残した地域である。「全体の32.5%（平成7年国勢調査）が長屋建て住宅」であり、「銭湯は76ヶ所（平成12年生野区まちづくりレポート）もあり、人口1,000人あたりの銭湯数は、全市の0.25ヶ所に比べ、0.51ヶ所とともに市内1位<sup>1)</sup>」を誇るこの行政区は、人々から「猪飼野」と呼ばれることの多い地域を含んでいる。

「ろおじ」の「お」の部分に抑揚をつけて呼称される細い路地裏を歩けば、走り回る子どもたちや、家の前にいすを出して日光浴をしているお年寄りをふつうに見かけることができるはずである。公園に行けば、碁や将棋に興じるお年寄りに出会える。「ろおじ」や公園でゆったり時間を過ごしているお年寄りが、在日コリアンのハラボジやハルモニである場合も多い。というのも、大阪市生野区は、約14万人住民の約4分の1に相当する33,717人の在日韓国・朝鮮人住民（平成15年外国人登録者数）が生活する、在日コリアンの街だからである<sup>2)</sup>。韓国・朝鮮由来の食材や日常雑貨、服飾品等を商ってきた通称朝鮮市場は、いまやコリアタウンとして整備され、ふだんの買い物客と観光客で活況を呈している。

ところで、日本全体の統計によると、2000年10月現在、高齢人口の割合は17.3%に達し、日本は本格的な高齢社会の段階にある。同時点における大阪市生野区の高齢人口の割合は20.2%であった。これに対して、特殊な歴史的経緯を経て大阪市生野区に定住することになった在日コリアンについてみれば、日本社会全体の高齢化とは異なった動態を示しつつ高齢化が進んでいる。「大阪には（引用者注：外国人登録を行っている在日コリアンのうち）訳10%弱の『在

日』高齢者が居住している<sup>3)</sup>」と推計されている。また、日本全体を見た最近の分析では、「62万5千人の韓国・朝鮮国籍者のうち13%、約81,000人が65歳以上の高齢者<sup>4)</sup>」であると指摘されている<sup>4)</sup>。日本社会は今、異なった文化的背景を持つ多数の人々が定住先の地域で高齢化していくという未曾有の状況を経験しているといえる。

複数の民族と多様な文化の堆積と化合によって日本社会は形成されてきたが、近代以降、強大な軍事力と政治経済的力を背景にして、異なった言語と生活習慣を持つ人々を大量に受け入れてきた。戦前戦後を通じて、日本が経済的基盤を整えていく土台として、現在定住するにいたった在日コリアンを含む韓国・朝鮮出身者も大きな役割を果たしてきた。彼らの安価な労働力を礎として、日本は「成熟社会」とまでいわれるほどの経済的な蓄積を成し遂げた。このような歴史経済的な経緯を背負う日本社会は、自らの来し方をどのように理解し、何を問題として捉え、実際どのような政策を行っているのだろうか。日本社会は社会を構成する成員にどのような生き方を可能にする社会なのであろうか。現代日本社会の特質を読み解く糸口として、日本経済の土台として働いた在日コリアンを日本社会はどのように処遇しているのかという具体的な問題を設定し、考察を試みたい。

はじめに、本論の柱となる大きな問題を二つ指摘しておきたい。

第1点は、法的地位によって公的年金制度から除外されてきた在日コリアン高齢者の無年金問題である。これは在日コリアン高齢者の生活問題を構成するもっとも大きな制度的問題である。戦後日本社会の社会保障制度において、在日コリアンを最も大きな母数とする在日外国人

は、高齢期の生活保障の仕組みからどのように排除されてきたのであろうか。

第2点は、日本の社会福祉サービスが対象としてきた日本人とは異なる、在日コリアンの生活習慣を尊重した生活支援に関する問題である。在日コリアン高齢者に適切な生活支援を行うためには、在日コリアン高齢者が抱える生活問題の特徴ないし傾向を具体的に明らかにしなければならない。これらを踏まえた上で、従来の福祉および医療の分野において在日コリアンがどのように位置づけられてきたか、また実際の対応がどのようなものであったのか、そして、現在、在日コリアン高齢者に対する生活支援はどのような水準で実践されているのか、実践的取り組みを紹介しながら検証したい。

本論は、大阪市生野区を主たる対象として、在日コリアン高齢者の抱える生活問題の制度的背景および問題の現状を明らかにし、地域と民族性を基盤とした福祉ネットワークの活動と展開を概観する。

## I. 在日コリアン高齢者の社会保障

### 1. 国民皆年金

1959年4月、国民年金法が制定され、1961年4月から実施された。ここで「国民皆年金」が達成されたといわれている。これ以前、一定の条件を満たす被用者を対象とした厚生年金保険や、公務員等を対象とした共済組合に加入できなかった自営業者や農林水産業従事者が、この国民年金保険の実施によって年金保険の対象として組み入れられ、すべての国民が何らかの年金保険に加入することができる年金制度が整備された。

国民年金法は、加入者の保険料の拠出にもと

づき、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を給付することとした。国民年金保険によって、ひとまず「国民生活の安定」が制度的に確保されたのである。

この一連の年金政策の対象と具体的な保障内容のみておきたい。1958年、社会保障制度審議会が無拠出制年金（＝福祉年金）の制度について答申を出しており、1959年11月から全額国庫負担によって福祉年金の支給を開始している<sup>5)</sup>。このうち老齢福祉年金についてみると、1911年4月1日以前に生まれた人の70歳以上を対象として、所得制限つきで月額1,000円が支給された。1961年4月からは20歳以上を対象として拠出制国民年金の保険料徴収が開始し、「国民皆年金」制度がスタートしたとされるが、福祉年金は、この拠出制年金を補完する性格をもつものであったといえる<sup>6)</sup>。

## 2. 在日外国人と年金保険

### ——国籍条項撤廃以前——

1991年から「在日」の集住地区である大阪市生野区および東成区の調査を開始して以来、在日コリアン高齢者の生活問題研究に取り組んでいる中山徹によると、在日コリアンの高齢者のうち「無年金者」は「約7割」に及ぶという<sup>7)</sup>。なぜ、これほどまでに多くの在日コリアンが「無年金」で高齢期を迎える事態になったのであろうか。

田中宏による「社会保障立法にみる外国人処遇の推移」(図表—1)は、日本の社会保障政策が在日外国人を排除してきたことを端的に示している。第二次世界大戦以前からの制度である厚生年金および共済組合については、在日外国人も加入することができたが、厚生年金等を完備するような企業に働く機会に恵まれた韓国・



されることとなった<sup>9)</sup>。

- (1)1982年1月1日時点、60歳以上、つまり1926年4月1日以前の出生者である場合、「20歳以上60歳未満」という年齢要件を満たさないので加入することができなかった。
- (2)1982年1月1日時点、35歳以上60歳未満、つまり1926年4月2日から1947年4月1日の出生者である場合、老齢年金の受給のための資格期間である25年を満たさないので保険料を納めても老齢年金の受給資格が発生しない。
- (3)1982年1月1日時点、20歳以上の障害者であった場合、障害発生が国籍条項撤廃以前であったために、障害福祉年金の受給対象としなかった<sup>10)</sup>。
- (4)1982年1月1日時点、母子家庭、準母子家庭であった場合、母子福祉年金、準母子福祉年金の受給対象としなかった<sup>11)</sup>。

補足として、なぜ1982年1月1日に国民年金法の国籍条項が撤廃されたのかという問題についても言及しておきたい。

国連総会が1966年に採択した国際人権規約を、日本はその13年後の1979年に批准した。国際人権規約第26条は「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため法律は、あらゆる差別を禁止し、……国民的若しくは社会的出身……等のいかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な保護をすべての者に保障する」と規定しており、ここに「内外人平等原則」が明示されている。しかし、国民年金法をはじめとして日本の国内法は改正さ

れることはなかった。「内外人平等原則」に照らした改善点としては、公営住宅関連の法律運用に関する国籍条項の撤廃をあげることができる<sup>12)</sup>。

またもうひとつ、難民条約を批准するために日本の国内法を整備しなければならないという緊急の問題があった。ベトナム難民の問題が発生した1975年以降、国際社会の課題であった各国の難民受け入れに関わって、日本も難民条約を批准する必要に迫られた。難民条約は第24条で外国人である難民にも自国民と同様の社会保障を適用しなければならないという、いわゆる「内国民待遇」の規定を備えている。国際人権規約よりさらに厳格な条約といわれる難民条約の批准に際して、その内容と矛盾する国内法がある場合、改正しなければならない<sup>13)</sup>。1982年1月1日、国民年金法の国籍条項が削除され、1982年、日本は難民条約を批准するにいたった。

以上のような経緯からして、在日外国人の権利を擁護するためというよりも、むしろ難民問題に関する当時の国際世論の高まりと外交上の必要に迫られた結果、国民年金法から国籍条項が削除されたというべきであろう。

### 3. 在日外国人と年金保険

#### ——国籍条項撤廃以降——

1986年4月1日、基礎年金制度を導入するための国民年金法改正により、国籍条項撤廃以前の期間について次のような経過措置がとられた。

- (1)1961年4月1日から1982年1月1日(20年9カ月)までを25年の資格期間の一部として計算した。このいわゆる「カラ期間」救

図表2 在日コリアンの公的年金の受給状況

85歳以上	15.2%
80～84歳	19.4%
75～79歳	20.0%
70～74歳	23.6%
65～69歳	43.4%
65歳以上	28.7%

大阪府『在日外国人高齢者保健福祉サービス利用状況等調査』1997年より作成

済は、被用者の妻等の年金権を確立することを主眼とした措置であったが、在日外国人に対する救済措置としても援用された。ただし、対象は、「国籍取得者」と「永住権」を取得している者に限られた。

(2)60～65歳未満まで、国民年金への任意加入を認めた。しかしこの場合、「カラ期間」救済を認めなかったため、実効性はなかった。

(3)年齢に応じて、25年間とされている資格期間を21年から24年の範囲で短縮した。ただし、1926年4月2日から1930年4月1日生まれの者を対象とした。

このような経過措置はとられたものの、この時点で加入する在日外国人のうち、緊急の生活保障を必要としている可能性の高い高齢層であればあるほど、受給する可能性のある年金は、きわめて低額なものであった<sup>14)</sup>。加えて、1982年1月1日時点で福祉年金の受給権を持つことができなかった在日外国人について、福祉年金の対象とする経過措置はとられなかった。現時点での在日コリアン高齢者における「制度的無年金者」の量的発生には、以上のような法律上の経緯が絡んでいる。

1997年の厚生省「国民生活基礎調査」による

と、公的年金または恩給を受給している世帯は、65歳以上の者のいる世帯で96.5%におよび、「国民皆年金」はほぼ達成されているといえよう。この数字と、図表—2「在日コリアンの公的年金の受給状況」を比較すれば、在日コリアン、とりわけ在日コリアン高齢者の無年金問題の規模的な大きさと深刻さがうかがえる。

また、国籍条項撤廃によって国民年金保険への加入が可能となり、老齢年金の受給が可能になった年齢層においても、経過措置を受けたとしても実質的な受給額が少なく、さしたるメリットを認めなかった在日外国人は多い。さらに後ほど詳述するが、在日外国人にとって、行政等からの情報へアクセスすることが困難であるがゆえに、年金制度に組み入れられなかったというケースもある。「年金なんて何も入っていない。(85年の国民年金法改正を)知らない。誰がゆうてくれるんか？(通知がきたのならわかるが)今初めて聞いた。」<sup>15)</sup>という声は、決して特殊なものではないと思われる。

このような状況を踏まえると、一世、そして二世、三世と在日コリアンの高齢化が進む今後の過程で、無年金者が継続的かつ大量に発生していくことが予想される<sup>16)</sup>。

#### 4. 外国人無年金者福祉給付金

先にみたように、国民年金保険の保険料徴収が始まる1961年4月に先立ち、1959年11月から全額国庫負担による無拠出制福祉年金の支給が開始された。1911年1月1日以前に出生し、70歳以上になった日本国民が、老齢福祉年金の対象であった。この老齢福祉年金の平成16年度年金額は一年間で407,100円、月額にして33,925円であった。

一方、在日外国人は、福祉年金の支給開始段

階においては国籍条項によって除外され、また国民年金法から国籍条項が撤廃されて以降も、福祉年金の受給資格を認める経過措置を受けることはなかった。この結果、多くの在日外国人障害者および高齢者が無年金のまま法的支援を得られない状況におかれている。

現行の障害基礎年金および老齢福祉年金ともに、「全額が税金でまかなわれる無拠出制度であり、外国人もその原資である税金を払っていることから、受給権利が存在することは明白である」<sup>17)</sup> という主張に代表されるとおり、納税義務を課される一方で、最低限の社会保障から排除されてきた在日コリアンの無年金問題に対する憤りは、ようやく社会的に表明され始めた。2000年以降、無年金の在日外国人障害者・高齢者のための年金訴訟が各地で起こされている<sup>18)</sup>。また、国民年金法の抜本的是正と無年金者の法的救済を求める活動も活発に継続されている<sup>19)</sup>。

一方、無年金の在日外国人障害者および高齢者に対して、「特別給付」、「福祉給付」等の名目で支援金を支給する自治体が、1995年頃から急増した。「年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会」(代表李相泰氏)がまとめた「全国自治体外国籍無年金者福祉給付金(手当)一覧」によると、2003年4月時点で特別給付金制度を実施している地方自治体は777であった。うち、高齢者に対する特別給付金制度を実施している自治体は765、障害者に対する特別給付金制度を実施している自治体は660であった。

大阪市の特別給付金制度実施状況を支給月額で見ると、高齢者については10,000円(制度設置1966年4月1日)、障害者については40,000円(制度設置1992年4月1日)<sup>20)</sup>を支給している。大阪市と西側で隣接する尼崎市の同制度の

実施状況は、高齢者については25,000円(制度設置1995年10月1日)、障害者については56,000円(制度設置1994年4月1日)、神戸市は高齢者については25,000円(制度設置1998年1月1日)、障害者については61,000円(制度設置1991年4月1日)であった。このように相当のばらつきがみられる各自治体独自の制度が実施されている一方で、国の具体的改善にむけた動きはいまだみられないという現状である。

在日コリアン、その中でとりわけ困窮している人々がもっとも過酷に、過去から現在に至るまで日本の社会保障制度から疎外され続けているといわねばならない。

## Ⅱ. 在日コミュニティの内と外

### 1. 行政から疎外される在日コリアン

「住民基本台帳法」(1967年)の第39条「日本国籍を有しないものには適用しない」という条文によって、定住外国人を含めた在日外国人は、行政サービスの基礎である住民登録から除外されている。

在日外国人には外国人登録の手続きが課されているが、これは世帯別の住民登録とは異なった性格を持っている。外国人登録法(1952年)にもとづいて、個別の在日外国人の氏名、性別、居住地等の基本情報に加えて、国籍、職業、在留資格、在留期間、旅券番号等を登録すると写真つきの外国人登録証明書が交付される。16歳以上の登録者には外国人登録証明書を常時携帯することが義務付けられている<sup>21)</sup>。

外国人登録のデータは、行政サービスの基礎台帳としても使用されており、この点は住民登録と同様である。しかし、外国人登録の本来の目的は、外国人登録法第1条に規定されている

とおり「在留外国人の公正な管理」であって、行政サービスを受ける権利を保障するものではない。

「昭和27（1952）年4月28日のサンフランシスコ平和条約発効以後、在日コリアンが外国人という位置づけになって以来、行政、特に地方行政の分野では、コリアンは住民の福利厚生という行政施策の対象から外され、治安対策的な側面から扱われてきた」<sup>22)</sup> という指摘は、以上のような住民登録とは異なった外国人登録の性質にも深く関連している。

また、データの処理および公表についても、住民登録との明らかな差異がある。「定住外国人に関しては、市町村別の外国人登録者総数は公表されてはいるものの、年齢別外国人登録数は公表されていない。行政施策の前提である誰が、どの程度、どこに暮らしているのかさえ定住外国人に関しては、よく分かっていない」<sup>23)</sup>。在日コリアンをはじめとして、定住外国人は「行政サービスの提供という視点からみると、極めて『見えにくい』存在」なのである<sup>24)</sup>。

とはいえ近年、在日コリアンによる活発な働きかけにより、行政からの情報提供は格段の改善を見せているといえる。2002年9月、大阪市は生野区に在日コリアンのための高齢者総合相談情報センター「相談分室」を置いた。この「相談分室」には在日コリアン高齢者ケアの専門家である在日コリアン二世の2名と日本人2名からなる専任相談員が配置され、センター内の相談業務だけでなく、相談員が自宅へ出向いて相談に応じたり、情報提供を行うなどの業務を行っている。また、このセンターの業務内容については、ハングル版の案内が作成され、市内各所で配備されている。

## 2. 地域から疎外される在日コリアン

在日コリアンの生活構造の特質として、持ち家率が比較的高いという点が上げられる。庄屋怜子、中山徹らが行った1993年の調査によると、大阪市生野区における在日コリアンの持ち家率は63.0%であり、総務庁『住宅統計調査』による1990年の日本全国の持ち家率61.34%に比べても高い<sup>25)</sup>。しかし「階段の上り下り」がしにくかったり、「風呂がない」等、持ち家の居住性が低い場合も少なくない。人口1,000人比率でみて、生野区は大阪市内で最も銭湯の多い区域であるという地域分析を本論冒頭で紹介したが、暖かい人情の街ゆえに銭湯が多いのではなく、重要な顧客である在日コリアンの生活上の必要から、この限界で銭湯の廃業が少ないということである。

また、自宅をヘップサンダル加工やプラスチック加工等の工場として兼用している場合も多いという点も、持ち家率の高さと関わっている。

ところで、持ち家率が高いということと地域社会への参加とはなんらかの関係があるだろうか。この問題に関連して、在日コリアンに対する「入居差別」にも触れておきたい。

「外国不可」,「昭和52（1977）年9月頃から仲介業者の店頭『外人不』『外人あきません』とか、『住民票要』との店頭ビラ、看板等が目立つようになってきた」<sup>26)</sup> という。このような差別的表現を聞くと、戦前の「朝鮮人・琉球人お断り」のエピソードを想起しそうになるが、これは高度経済成長期を経た後の日本社会で起こった問題である<sup>27)</sup>。

「生野で住宅入居差別に対する運動が起こったとき、それがたんに差別の問題ではなくて、日本社会のもつ、地域社会の人々のもつ意識の

奥底、これを乗り越えない限り、地域社会のなかで主体的に生きていくことはできないということです。……つまり朝鮮人を地域の同じ住民とは思わないわけです。そういう経験をしてきて、日本社会がわれわれを恵んで受け入れてもらうといった関係ではなくて、自分たちが主体的に地域社会を変えていかなければという意識が出てきたんです<sup>28)</sup> という主張をきくと、労働力として在日コリアンを吸収しながら、人間存在として在日コリアンをまっとうに処遇することのなかった日本社会の縮図の一端を生野区における入居差別に見出さずにはおれない。

次に在日コリアンの地域社会におけるさまざまな活動についてはどうであろうか。

「多数の日本人が中心の町内会や老人会などの活動や、日本人の趣味を生かすサークルなどが運営されている福祉センターの活動などに参加することはほとんどありませんでした。……在日コリアン高齢者の集住する地域でも、日本人との付き合いは少なく同胞同士の生活に終始してきたのです。」<sup>29)</sup> として、在日コリアンと日本人のふだんの地域交流を消極的に評価する意見もある。しかし、一方では、地区の福祉センターや町内会活動と関わり深い、在日コリアンの事例も紹介されている<sup>30)</sup>。

筆者による聞き取りでは、地域で日本人と日常的な交流を持っているという在日コリアンの話を聞くことは多い。氏子ではないが盆踊り等の行事を手伝い、子どもたちも参加しているという男性や、もちろん選挙権はないが後援会からの依頼で活動に携わっており、地域の日本人の知人を演説会に動員するという女性、小学校のPTA活動のリーダーを務める児童の母親等、地域社会の信望を得て日本人と一緒に活動している多数の在日コリアンがいる。しかし、その

ような活動をしながらも、実は気心の知れた日本人以外には国籍を知られないまま活動しているのだという声も多々聞こえてくる。入居差別に見られるようなあからさまな疎外では表面化しない、地域社会の微細な関係性に入り組んだ疎外が、この辺りに作用しているように思われる。

在日コリアンが利用できる地域のインフラについてはどうであろうか。

在日コリアン高齢者の次のような声は、生活者のリアリティをもって疎外感を率直に訴えている。「私さみしいから行くところあらへんねん。二か月前にここ（引用者注：大阪市立生野区老人福祉センター）の利用者カードを作って一度来たけれど、うちの国の人、全然おらんやろ。何をしたらえんかわからなくてすぐにでてもた<sup>31)</sup>

大阪市生野区管内のある老人憩いの家では、会食形式の食事サービスや生きがいづくりの教室、喫茶サービス等を定期的に行っている。サービスの利用者の中には、在日コリアンも含まれているが、特別に在日コリアンの嗜好を意識した工夫は行っていないということであった。そのような要望が出されたこともなく、日本人の利用者が多いので現行のままでも問題はないというお話をスタッフの方にかがった<sup>32)</sup>。

しかし、在日コリアンにとって喜ばしいインフラ整備も行われている。御幸森天神宮の向かい側に、大阪市立生野屋内プールが2000年2月にオープンし、多数の地域住民でにぎわっている。受付窓口には、日本語とハングル表記の利用料が掲示されており、65歳以上の高齢者については通常料金の半額になっている。猪飼野に集住した韓国・朝鮮人には済州島出身者が多い<sup>33)</sup>。済州島の女性にとって貴重な収入源であ

った海女の仕事に従事していた在日コリアンのハルマンは少なくない。プールでは、往時の活躍を彷彿とさせる見事な海女の身体技法を目にすることができる。

### 3. 在日コミュニティの内側

日本人を対象とした高齢者デイサービス等では、レクリエーションとして「東京音頭」で身体を動かしたり、「ふるさと」等の唱歌を歌ったりすることが多い。つまり、サービス利用者が昔から慣れ親しんだ歌を選ぶことが重要であり、どれほどの名曲であってもなじみのない楽曲は敬遠されたり無視されたりする。食事についても、いくら手の込んだ高級料理であっても、口に合わない外国料理にはほとんど手が出ない。やはり長年住み慣れた土地の食事を、方言でのびのびおしゃべりをしながら食べて、歌が好きなら歌を、手芸が好きなら手芸を楽しむ以上のことはない。

在日コリアン的高齢者についても同様のことがいえる。故郷である朝鮮の家庭料理とことばがあり、生活習慣を共有できる人々に囲まれてこそ、生き生きと生活できる。また、在日コリアン高齢者に固有の、韓国・朝鮮と日本の文化の混合についても十分な留意が必要である。朝鮮本国での生活より日本で生きてきた年数のほうが数倍も長い場合がほとんどである在日コリアン一世の高齢者にとって、日本の文化は生活の一部に組み込まれている。

『「ここは畳がないんですね。』と言われ、考えてみたら平均83歳の『故郷の家』のお年寄りには、20歳前後に来日しているので、日本での生活が韓国より3倍も長い。…一番食べたいものを聞くと、キムチ、プルコギ（焼肉）、クッパ（スープ）…ところが、4番目以下はうどんとか

塩焼きとか刺身とかなんです。』<sup>34)</sup>といわれるとおり、食生活のみならず入浴や趣味等、生活のさまざまな局面において在日コリアン一世に特化した配慮が必要とされる。「トラジ打令」や「アリラン」が聞こえると表情をぱっと明るくする在日コリアンの高齢者が、日本食や日本の歌謡曲を好む場合も大いにありうるのである。

しかし、日本人の高齢者と在日コリアンの高齢者がひとつの場を共有してケアサービスを利用できるかどうかについては、留保すべき点が多々あろう。若い頃に民族差別をする癖を持ってしまった日本人の高齢者を、更生させることはほぼ不可能であるし、かつて民族差別の辛酸をなめた在日コリアンの高齢者に記憶を消去してもらうこともまた不可能である。高齢者福祉において共生はむずかしいという現場の声も聞こえる<sup>35)</sup>。この点、「東アジア的な価値観に基づく高齢者福祉を、日韓、日中、日台、その他の地域でつくりあげていきたい」<sup>36)</sup>という特別養護老人ホーム園田苑の試みは画期的であり、今後の成果が期待される。

もう一点、在日コリアンの高齢者、とりわけ一世に関する生活問題に関わる特徴として、読み書き能力の問題を指摘しておかねばならない。これは、支援者が在日コリアン等であり、ことばを共有できる場合でも、細心の配慮を必要としている点である。

識字の状況について、日本語の文章が読める在日コリアンの高齢者は「約4割弱」という推計もあるが<sup>37)</sup>、「多いなあって、そんなに読めるのかなあって」という在日コリアンの福祉専門職からの声も聞こえる。「実感として10人に1人」、しかも重要な点であるが、「在日コリアン高齢者（利用者）が韓国・朝鮮語を読めると

いう誤解」が多いが、現実には、「日本語と韓国・朝鮮語への識字能力は高くない」のである<sup>38)</sup>。

この、とりわけ女性に多くみられる識字率の低さは、20世紀前半の朝鮮社会における一般的な教育水準にも関わるであろうし、また儒教社会のジェンターにも関わっていると思われる。というのも、在日コリアン一世の世代では、「女が勉強すると狐になる(=知恵がつくと厄介である)」、「女は、食器の数を数えられないくらいでちょうど良い」と力説される場合も少なくないのである。このような事情に重ねて、韓国・朝鮮から日本への移動、その後の激的な労働、日々の暮らしがあったのであるから、ハングル、日本語ともに読めなくても不思議ではない。日本の生活で日本語の文字が読めないということで、在日コリアンの高齢者がどれほどの不便を被り、また自尊心を痛めてきたかについては想像するに難くない。値札を読む、署名する、駅名を読む等、日常生活のあちこちで、困惑しながら数十年生きてきた人々である。各種調査で、調査員に識字状況を聞かれれば、「読めない」と答えたくない場合もあるだろう<sup>39)</sup>。

このような識字率の低さは、行政情報へのアクセスに大きな障壁となっている。場合によっては、ハングル版の「相談に応じます」という広報が、当初第一の対象としたはずの高齢者に届かないのである。行政情報を、識字できない高齢者に届けるためには、信頼関係のある家族や介護スタッフによるわかりやすい説明を徹底する以外にない。またそのような説明には、在日コリアン高齢者の日常のことばに寄り添った韓国・朝鮮語と日本語のミックスは極めて有効であるし、それをビデオで伝えることも可能で

あろう<sup>40)</sup>。

在日コリアンの介助者が、在日コリアン高齢者が病院や施設で経験するコミュニケーションの困難に、ふとした折に気づく場合も多い。「一世の母親を病院に連れて行ってレントゲンを撮ったんですが『深呼吸』という言葉が母親には分からなかったんです。『あおむけ』も分かりにくい。ふだんは丁寧な日本語をしゃべるのに、日常で使わない言葉が出てくると理解できないということが分かりました。」「自分の親(一世)は字が書けないから、病院に行くのをいやがっていると思ったんですが、李さんのレントゲンの話を聞いて、医者や看護婦の言葉がわからないから躊躇していることに気がつきました。どういう意味ですか、と聞けないんですね。だからわかったふりをしてごまかしてしまう。」<sup>41)</sup>、これらは実際に介護に携わる在日コリアン女性の声である。

さらにもう一点、ことばに関する留意点として「母語返り」があげられる。「13才で日本に来て、63年になります。終戦で子どもたちは帰国し、現在まで一人で仕事をしてきました。今は老齢で仕事もできず、生活保護です。言葉も日本語は下手になりました。同胞の仲の良い人たちと暮らしたい」<sup>42)</sup> という75才女性は、自分の日本語が加齢とともに「下手」になったと気づいている。在日コリアン一世の多くは、母国朝鮮よりも、数倍以上数十年の長きにわたって日本で生活してきた中で使うようになった日本語を、老いとともに忘れる。ふだんの会話に韓国・朝鮮語が混じる割合が増えていき、次第に自分がどちらのことばで話しているのかも判別しなくなる過程は、認知症を患っていく在日コリアン高齢者では特徴的にみられる。認知症ではない場合でも、在日コリアンの家庭

で、老年のアボジ・オモニに「朝鮮語になっているよ」と注釈を入れる場面は多いという。

家庭の中では、充分理解して対応できることが、在日コリアンの利用者に対する理解が乏しい病院や施設ではなおざりにされてきた。在日コリアン高齢者の水をくれということばを理解できずに、日本人スタッフが「なんかぶつぶつおっしゃって」とただ困惑したという悲劇は、在日コリアン高齢者の以上のような事情を理解しないままで患者や利用者として受け入れてきた医療、福祉関係施設で、おそらくその多くは知られることもないままに起こってきたのである<sup>43)</sup>。

### Ⅲ. 大阪市生野区における新しい福祉ネットワーク

#### 1. NPO 等の取り組み

在日コリアン高齢者に対して、ふつうの生活を可能にする制度的な社会保障もなく、当面頼りにできる医療、福祉関係の施設もないことに、多くの在日コリアン二世、三世が危機感を募らせてきた。苦勞ばかりが長かったホルモン、ハラボシに、少しでも安寧な日々の暮らしを願う気持ちと、一刻も早く制度的な生活保障と適切なサービス提供の環境を整えなければならないという切迫感から、新しい市民活動が始まった。

1998年、ボランティアによる在日コリアン高齢者つどいの家「サンボラム」が八尾に開設され、「月～金 まいにち 午前10じ～午後3じ頃、お昼ごはん 1回 300円 シャワー風呂も利用できます」という草の根的な活動が始められた。サンボラムとは、「生きがい」を意味する。サンボラムでは、在日コリアン高齢者の口

に合う食事に十分な配慮がなされ、チャングのリズムと歌がレクリエーションの中心となった。

その後、2000年4月から施行された介護保険を一部利用する仕組みを整えながら、2003年にはNPO 法人在日コリアン高齢者支援センターサンボラムとして大阪府からの認証を受けた。2004年9月現在、通所介護サービス事業所「生野サンボラム」「小路サンボラム」「平野サンボラム」の3ヶ所のほか、訪問介護サービス事業所「訪問介護センターサンボラム」、居宅介護支援サービス事業所「ケアプランセンターサンボラム」を運営している。「元気で、比較的自立できている高齢者を対象とした」ボランティアから出発した活動は、その後、要介護に移行していく在日コリアン高齢者を支援すべく介護保険併用のサービス提供主体へと展開された。

また、2000年に認証されたNPO 法人在日コリアン高齢者福祉をすすめる会大阪によって、我が家という意味の「うりちぶ」在日高齢者向け食事サービスが開始され、その後2002年に、在日外国人高齢者のための支援センター「ばだ」が開館した。無料で受けられる在日外国人なんでも相談など、在日コリアン高齢者のニーズにあったサービスを展開している。2003年には「ばだ2号館」を韓国人会館1階に開設し、リフト付きの入浴施設を設けた。海という意味の「ばだ」は、「在日の高齢者の生活を支える拠点」であるとともに、「本当の共生社会作り」を目指して活発な支援活動を展開している。身体障害者の社会参加を支援する場「ぼらん」、識字教育を行う「ふれあいうりちぶ」等、多様な市民を対象とした画期的な試みがなされている<sup>44)</sup>。

2004年7月7日、聖公会生野センターは、比較的自立度の高い在日コリアン高齢者を対象と

した、街角デイサービス「ノリバン」を開所した。民家を改装した家庭的な居場所を提供する試みである<sup>45)</sup>。

法律上、行政上、基本的な権利を認められないままに高齢期を迎えた在日コリアンを支援するための取り組みは、若い世代の在日コリアンによって自力で始められた。さまざまな組織が、介護保険を利用できることをてこにして、生活支援を必要とする在日コリアンに、より広く大きく手を差し伸べようとしている。これらの福祉実践が、国民年金保険を含む公的な年金保険制度の権利確立に向けた運動と結びつきながら日々刻々続けられている。

## 2. ハルモニたちは踊る

### ——ある日の「生野サンボラム」——

「生野サンボラム」では、月例で誕生日パーティが開催されている。朝鮮料理の食事とおやつが提供され、在日コリアンによるボランティアグループ「アリランの会」が、チャングとブクで民族のリズムである四分の三拍子を叩きだす。「アリランの会」のメンバー尹玉順さんは、幼少の頃から歌と楽器の修行を積んできたプロでもあるのだが、「喜んでもらえるのがうれしい」ので、全国各地でボランティアとして活躍している。マイクは参加者のあいだで回っていき、朝鮮の民謡を中心とした歌が続く。オッケチュム<sup>46)</sup>で躍り出ては、また引いていく人が次々と絶えない。これら一連の所作と順番がある種の気配によって、絶妙に流れていく<sup>47)</sup>。そこは「『ねえさん』たちの園」であった。

なぜ「『ねえさん』たちの園」なのか。ここには、「ねえさん」たちの故郷である韓国・朝鮮における儒教的秩序とそれに合致した日々の生活様式が深く関わっていると思われる。ソウル

のタブコル公園に行くと、たくさんのハラボジがベンチに座って将棋や碁に興じていたり、日本人観光客を見つけては話しかけたり、思い思いに日中の時間を過ごしているが、そこにハルモニはいない。大阪市生野区、猪飼野界隈でもこれと同様に、公園などで同士と過ごすハラボシと「生野サンボラム」で踊るハルモニは、画然と居分けているようにみえる<sup>48)</sup>。

ところで、韓国・朝鮮で、親しい年上の女性に対して年下の女性は「オンニ (=ねえさん)」と呼ぶが、在日コリアンは友人関係や商売などの場で女性どうしかなり広く「ねえさん」と呼び合う<sup>49)</sup>。90歳代、80歳代とその他若手からなる「生野サンボラム」の集いでも、「ねえさん歌って」、「ねえさんこれ食べた」、「ねえさんここ座って」と情のこもった「ねえさん」の呼応が続く。

順番にマイクを取っていくねえさんたちは、覚えている歌詞をもとに、その時々アドリブを加える朝鮮民謡の方法で、身体全部で力強く歌う。歌詞カードはない。その記憶力は驚異的である。みな一様に芸達者なねえさんの中でも、とりわけ声の良いねえさんが、「恨五百年」<sup>50)</sup>を歌い始めた。太鼓と歌のテンポが上がると、ほとんど足が萎えてしまった90代の大ねえさんが、立って踊り始めた。座の一同は、「足あんなに腫れて痛いいうてるのに」と大笑いし、数人が大ねえさんを支えに回る。ほどなくくたびれて座り込んでもおおねえさんが踊り続けるのをみて、みな大笑いしながらも、涙が出てくるのを止められない。

「恨五百年」を歌ったねえさんは、昔から働きすぎたせいで曲がった指を見せてくれた<sup>51)</sup>。いまは、曲がった指にきれいな指輪をつけている。交代を挟みながらとはいえ、二時間半ほど

んど立ったままで歌い通した後、「好きなこと  
できる時間が、やっとできた」とねえさんは元  
気に笑った。

### 3. 今後の課題

#### ——『点』の活動を『線』から『面』へ——

本論の後半部では、大阪市生野区に焦点を当  
てて、福祉ネットワークの具体的実践と展開に  
ついて紹介してきた。紙幅の関係上、医療法人  
と社会福祉法人を母体として展開されている生  
活支援活動、各団体による在日コリアンのヘル  
パー養成事業等、触れられなかった点が多い。  
加えて、大阪市生野区以外の先進事例も割愛せ  
ざるを得なかった。また、ここまで考察してき  
た在日コリアン高齢者の生活支援の問題は、異  
文化の中で育った多様な人々を、ひとつの地域  
の中でどのように支援するかというより大きな  
課題に結びついていく。たとえば、関西では阪  
神間を中心として沖縄・奄美出身者が移住して  
きた後、定住するケースが多いが、ここでも在  
日コリアンと同様に「一世」の高齢化の進展に  
ともなって生活支援上の固有のニーズが生じて  
いることが予測される。在日コリアンの生活支  
援にかかわる調査・研究は、異文化を背景とす  
る人々の福祉向上の基礎研究として大きな意義  
を有している。以上を今後の課題として書き留  
めるとともに、おのおのの地域に根を張りつ  
つ、地域を越えた連帯を目指す福祉ネットワ  
ークの新しい胎動を紹介することで、本論の結び  
にかえたい。

2002年12月、「在日コリアン高齢者介護の現  
状と課題」というテーマでシンポジウムが開催  
され、東京、京都、兵庫、大阪の福祉現場から  
報告が行われた。これは、従来、「個々の事業  
体が手探りで組み立ててきた、いわば点の存在

であった在日コリアン高齢者福祉が交流するこ  
とで線の存在になった」<sup>52)</sup> シンポジウムであっ  
た。

これをさらに、「面の存在」に展開する出発  
点として、2004年6月26日「在日コリアン高  
齢者生活支援ネットワークハナ」が福祉関係者、  
外国人支援団体、研究者等50余りの団体・個人  
をメンバーとして設立総会をおこなった。「在  
日コリアン高齢者生活支援ネットワークハナ」  
は、在日コリアン高齢者に対する社会保障の整  
備を訴えるとともに、国籍を超えた参加を呼び  
かけている。

「在日コリアン高齢者の為の事業経験や知識、  
情報などを共有することで、生活支援の質の向  
上に大きな役割を果たすことができます。

また、このネットワークは在日コリアン高  
齢者の生活支援において根本的な問題として存在  
する、『無年金問題』の改善に取り組む上で、大  
きな力になることを確信しています。

戦前、戦後を通じて苦労の連続であった在日  
コリアン高齢者に、実り豊かで生き甲斐のある  
余生を送っていただきたいという思いに国籍の  
違いは存在しません。

在日コリアン高齢者への生活支援体制の一層  
の拡大、発展を願う皆様に、本ネットワークへ  
の参加をここに呼びかけます。』<sup>53)</sup>

このように、呼びかけ文は結ばれている。

### 注

- 1) 社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会  
『生野区社協発展強化計画「おかしやまプラン」』  
2004年3月, p.41.
- 2) 本論において、「在日コリアン」を日本帝国主  
義による朝鮮支配の結果、日本に移住ないし強  
制連行されたのち、定住することになった朝鮮  
出身者とその子孫であると定義する。和田春樹

- 「在日韓国・朝鮮人」見田宗介, 栗原彬, 田中義久編『社会学辞典』弘文堂, 1988年, p.331, 姜在彦『日本による朝鮮支配の40年』朝日文庫, 1992年, pp.224-245 また, 以下の本文においては原則として, 引用文献・資料または活動団体・組織等が用いている国名と民族呼称を尊重し, そのまま使用させていただく。
- 3) 庄谷怜子, 中山徹『高齢在日韓国・朝鮮人』お茶の水書房, 1997年, p.148
  - 4) 在日コリアン高齢者生活支援ネットワークハナ事務局『在日コリアン高齢者生活支援ネットワークハナ 設立総会報告書』2004年, p.4.
  - 5) 福祉年金のうちわけは, 老齢福祉年金, 障害福祉年金, 母子福祉年金, 準母子福祉年金である。なお, 1985年の国民年金法改正を受けて, 1986年4月, 障害福祉年金, 母子福祉年金, 準母子福祉年金は, 障害基礎年金と遺族基礎年金に切り替えられ, 廃止された。
  - 6) しかし国民年金法によって達成されたという1961年の「国民皆年金」が限定的であったということは, 女性の年金権の未確立, 学生の任意加入等の問題をみても明らかである。
  - 7) 中山徹「地域福祉が強調されているいま, 在日コリアン高齢者の地域生活を考える～2003年大阪市生野区在住の在日コリアン高齢者生活実態調査を通して～」2004年度第2回多民族共生人権啓発セミナー(於:大阪人権センター)主催:NPO 法人多民族共生人権教育センター, 2004年9月2日, 配布資料 p.5
  - 8) また当時, 朝鮮出身者は「臨時工」や「下請け」としての就労が多く, 厚生年金に加入していた場合でも, ほとんどのケースで加入期間が短く, 受給できる年金はきわめて少額である。庄谷怜子, 中山徹, p.213
  - 9) 金井塚康弘「国籍による制度的差別——在日コリアンと年金差別」空野佳弘, 高賛侑編『在日朝鮮人の生活と人権』明石書店, 1995年, pp.71-81, 庄谷怜子, 中山徹, p.288
  - 10) 1982年1月1日時点, 20歳未満ですでに障害者であるか, それ以降障害者になった場合については障害年金を受給することができた。
  - 11) 1982年1月1日以降, 主たる働き手が死亡した場合, 母子年金, 準母子年金の対象となった。
  - 12) それまで, たとえば公営住宅法第1条「国民生活の安定と福祉の増進」のいう「国民」には在日外国人は含まれないという根拠から, 在日外国人は公営住宅に入居できなかった。
  - 13) 田中宏『在日外国人——法の壁, 心の溝——』岩波新書, 1995年, p.160
  - 14) 庄谷怜子, 中山徹, pp.286-287
  - 15) 社団法人大阪国際理解教育研究センター, 在日コリアン高齢者福祉研究会編『社会福祉事業従事者向け人権研修手引き 在日コリアン高齢者理解のために』2001年
  - 16) 中山徹, 配布資料 p.5
  - 17) 社団法人大阪国際理解教育研究センター(KMJ)『在日コリアン人権白書2003年度版 vol.1』2004年, p.21
  - 18) 2000年3月京都, 在日コリアン障害者7名による障害基礎年金請求訴訟(2003年8月26日京都地方裁判所一審判決で棄却, 原告は控訴), 2003年11月大阪, 在日コリアン高齢者による無年金問題訴訟, 2004年12月京都, 在日コリアン高齢者による無年金問題訴訟など。関連事項として, 日本人の「学生無年金障害者」3人が国を相手に年金支給を求めた訴訟にも注目しておきたい。一審東京地方裁判所は「無年金学生に国が立法措置をしないで放置したのは, 法の下での平等を定めた憲法14条に違反する」として原告の訴えを認めた。新潟地方裁判所, 広島地方裁判所においても同種の訴訟が起こされており, いずれも原告の訴えが認められた。しかし, 国側は控訴し, 2005年3月25日, 東京高等裁判所は国の賠償責任を認めないとする判決を下している。(朝日新聞, 2005年3月26日付)
  - 19) たとえば, 「年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会」は2001年11月5日, 厚生労働省に申し入れを行った。(民団新聞, 2001年11月7日付)
  - 20) 2003年度の障害基礎年金支給額はそれぞれ年額で, 1級障害996,300円, 2級障害で797,000円であった。20歳以前に障害状態になった場合は, 20歳になった翌月から年金が支給される。65歳

- を超える。と老齡基礎年金の受給資格も発生するが、どちらか一方を選択し受給することになっている。
- 21) 田中宏, pp.28-30, 李鳳宇, 四方田犬彦『パッチギ! 対談篇 喧嘩, 映画, 家族, そして韓国』朝日選書, 2005年, pp.188-189
- 22) 山本冬彦「調査から読みとれる行政的課題」大阪市『在日韓国・朝鮮人に対する生活意識調査報告書』1998年, p.83
- 23) 庄谷怜子, 中山徹, p.147
- 24) 庄谷怜子, 中山徹, p.37
- 25) 庄谷怜子, 中山徹, pp.256-257
- 26) 八尾勝「居住問題」大阪市『在日韓国・朝鮮人に対する生活意識調査報告書』1998年, p.46
- 27) 2003年には, 在日コリアン三世が受けた入居差別事件で訴訟が起こされている。在日コリアンに対する入居差別の詳細については, 「特集入居差別を許すな」社団法人大阪国際理解教育研究センター (KMJ) 『Sai』 Vol.52, 2005年, pp.4-23
- 28) 「座談会・『在日』五〇年を語る 3 一九七〇年から 金徳煥・襄重度・文京洙」における金徳煥氏の発言。金進熙編『『在日』はいま, 在日韓国・朝鮮人の戦後五〇年』青丘文化社, 1996年, p.213
- 29) 社団法人大阪国際理解教育研究センター『在日コリアン高齢者理解のために』2001年, p.14.
- 30) 文貞実「『在日』コミュニティの可能性——東京・荒川区の済州島・高内里出身者の居住史——」(奥田道大, 広田康生, 田嶋淳子『外国人居住者と日本の地域社会』明石書店, 1994年)
- 31) 「ルポ 日本初! 在日コリアン高齢者の1日デイサービス」社団法人大阪国際理解教育研究センター (KMJ) 『Sai』 Vol.29, 1998年, p.16
- 32) 2004年8月5日, 大阪市生野区A会館老人憩いの家にて聞き取り。
- 33) 済州島から猪飼野への移動の詳細と, 背景については, 金賛汀『異邦人は君が代丸に乗って——朝鮮人街猪飼野の形成史——』岩波新書, 1985年, 杉原達『越境する民——近代大阪の朝鮮人史研究——』新幹社, 1998年等を参照。
- 34) 在日コリアン高齢者のための特別養護老人ホーム「故郷の家」(1988年開設)を運営する社会福祉法人こころの理事長尹基氏の発言, 庄谷怜子, 中山徹, p.356
- 35) 社団法人大阪国際理解教育研究センター (KMJ) 『Sai』 Vol.29, 1998年, p.17
- 36) 特別養護老人ホーム園田苑理事長中村大蔵氏メッセージ, 在日コリアン高齢者生活支援ネットワークハナ事務局, p.36, 特別養護老人ホーム園田苑ケースワーカー柳照明氏による発表, シンポジウム報告「在日コリアン高齢者介護の現状と課題」社団法人大阪国際理解教育研究センター (KMJ) 『Sai』 Vol.46, 2003年, pp.13-14
- 37) 中山徹, 配布資料, p.3
- 38) 河東吉氏「実践報告 在日高齢者に対する介護保険制度の周知・広報について」在日コリアン高齢者生活支援ネットワークハナ 第1回シンポジウム介護保険と在日コリアン——その問題点と提言——(於: KCC 会館), 2004年11月13日, 配布資料, p.2
- 39) 「自尊心チャジョンシム」ということばは, 韓国・朝鮮の文化と心情を読み解くキーワードのひとつである。なお, 在日コリアンの識字問題については, 1977年以来四半世紀以上の活動が続く「生野オモニハッキョ」や1997年4月に夜間学級を開設した大阪市東生野中学校の取り組みがある。
- 40) 河東吉氏, 配布資料, p.2
- 41) 「福祉現場から見た在日コリアン高齢者福祉の現状とこれから」社団法人大阪国際理解教育研究センター (KMJ) 『Sai』 Vol.29, 1998年, p.7
- 42) 庄谷怜子, 中山徹, p.395
- 43) 辛淑玉「ハンメ (おばあちゃん)」(『曹智鉉写真集猪飼野——追憶の1960年代——』新幹社, 2003年) pp.84-89
- 44) 民団新聞, 2003年10月29日付, 民団新聞, 2004年9月17日付
- 45) 民団新聞, 2004年7月14日付
- 46) 「音が鳴り律動が揺れると, 興に乗って自然に腕が上がって振られてしまい, 体がゆるりゆるりと上下に動き始める」のがオクケチュムである。小倉紀藏『韓国語ははじめの一步』ちくま新書, 2000年, p.92

- 47) 韓国は、「気むずかしく、頑固できちょうめんで厳格な」〈理の世界〉と「鷹揚で心が広く、いい加減でルーズで人情深い」〈気の世界〉からなると論ずる小倉紀藏によると、〈気の舞台〉で「人々は共に感じ、共に食い、共に有<sup>も</sup>ち、共に用い、同じく楽しみ、同じく遊び、情を同じくする」。〈気の舞台〉は、「巨大なる感情の解放区」である。小倉紀藏『韓国は一個の哲学である——〈理〉と〈気〉の社会システム——』講談社現代新書、1998年、pp.50-59
- 48) 「(引用者注：神戸で週一回行われている在日コリアン高齢者を対象とした生活支援活動で)参加者は全員女性で、一時期ハラボジが一人紛れ込んだ事がありますけれども、在日のハルモニたちは全然共生をしないですね、あのハラボジがいるなら私達は来ないという強制手段に訴えられました」(金宣吉氏「ハナの会参加者の抱える課題」在日コリアン高齢者生活支援ネットワークハナ事務局、2004年、pp.16-20)、あるいは「利用者は、圧倒的にハルモニ達が多いのが現状で、どのようにすればハラボジ達が来てもらえるかを考え抜いた結果、火曜日をハラボジの日にしています。ハラボジ達が来やすいようにして、そこにハルモニ達も一緒に利用して双方に喜んでもらえるように思っています。」(申美貴氏「デイサービスセンター憩いのマダンのあゆみ」在日コリアン高齢者生活支援ネットワークハナ事務局、pp.25-29)等、この問題について現場の悩みは深い。
- 49) 友人や親戚関係ならば、「(子どもの名前)のお母さん」という呼び方も多い。
- 50) 「恨の多いこの世の中 つれないあなたよ 情を残して 体だけ行って 涙が出るよ」と歌う江原道民謡。安準模著、前田真彦訳『韓国 歌の旅』白帝社、2003年、p.105、李圭泰、尹淑姫、岡田聡訳『韓国人の情緒構造』新潮選書、1995年、pp.69-70
- 51) 苛烈な労働で苦勞を積んだハルモニが、曲がった指や、昔の傷を見せてくれることが不思議なくらいに多いということを、介護に携わるスタッフからも良く聞くことができる。身体が変形してしまうほどの労働に、それだけ多くの在日コリアン女性が携わったということであろう。
- 52) 社会福祉・医療事業団〈高齢者・障害者福祉〉助成基金 在日コリアン高齢者福祉研究会、社団法人大阪国際理解教育研究センター編『在日コリアン高齢者福祉の充実方策研究・研修事業報告』2003年3月、p.1
- 53) 在日コリアン高齢者生活支援ネットワークハナ事務局、p.4.

## Formation of Welfare Network in Osaka-shi Ikuno-ku: Focusing on Social Security and Support for the Korean Elderly in Japan

KAISHO Yumiko \*

**Abstract:** This paper aims to point out some institutional backgrounds and present conditions of life problems for the Korean elderly in Japan and to survey the welfare network based on their community and ethnicity.

Koreans in Japan played important roles in the development of the Japanese economy as a labor force before and after World War II. But they were ineligible for the pension for the elderly or for disability in particular.

First, I will classify institutional backgrounds affecting the Korean elderly in Japan without pension, and examine the location of these problems. I will also discuss how Koreans in Japan have related as social participants to the administration and with neighbors.

Second, after surveying particular habits and life problems of the Korean elderly in Japan through talks with caring staff or family members about their experiences in caring for the Korean elderly, I will suggest some points for consideration when supporting them. On the basis of the above understanding, it can be pointed out that medical institutions or welfare institutions in Japan have made light of treatment for the Korean elderly in Japan. From the 1990s, the younger Koreans in Japan, e.g. Ni-sei or San-sei, have promoted welfare movements intended for the Korean elderly in Japan to improve poor social security and support, because there were some backgrounds to start their welfare movements immediately. The Korean elderly in Japan will be able to live actively and securely under these social conditions.

I will cite some instances of their movements and networking, focusing Osaka-shi Ikuno-ku, in which a quarter of the residents are Korean.

**Keywords:** the Korean elderly in Japan, problems of Koreans in Japan without pension for the elderly or for disability, welfare network, community of Koreans in Japan

---

\* Assistant Professor, Setouchi Junior College